明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（二四）　二
○防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律附則第六条第一項の政令で定める職員等を定める政令（二五）　二

〔省　令〕

○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（**法務**四）　三
○国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（**財務**四）　三
○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**二五）　四

〔告　示〕

○東北地方太平洋沖地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る満了日を延長する措置を指定する件（**国家公安委**六）　四
○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（**金融庁・法務・財務**一）　五
○除籍の一部が滅失した件（**法務**一二七、一二八）　五
○指定保税地域を指定する件（**財務**八五）　六
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（**財務・農林水産**六）　六
○行政文書ファイル管理簿の閲覧所の場所を告示する件（**文部科学**四〇）　七
○行政文書ファイル管理簿の閲覧所の場所を告示する件（**文化庁**三〇）　七
○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第七条第二号及び第六十八条の規定に基づき厚生労働大臣が定める日数を定める件（**厚生労働**五八）　七
○薬事法第七十七条の二第一項の規定に基づき希少疾病用医療機器を指定した件（**同**五九）　七
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件（**同**六〇）　八
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（**同**六一）　八
○高速自動車国道に関する件（**国土交通**二七八～二八五）　八
○都市計画に関する件（**同**二八六）　八
○航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのある電子機器等を定める告示の一部を改正する件（**同**二八七）　八
○名古屋船舶通航信号所に関する告示等の一部を改正する告示（**海上保安庁**七四）　九
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（**防衛**四四～四六）　九
○海上における射撃訓練等を実施する件（**同**四七、四八）　一〇
○海上における射撃訓練を実施する件（**同**四九）　一〇

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣府　警察庁　文部科学省　一〇

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労　働　一〇

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一〇
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（同）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁
財団関係　一〇
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一〇
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二四号）（環境省）

1　希少野生動植物種の個体に含める卵として、フチトリゲンゴロウ等の卵を追加することとした。（第二条関係）

2　国内希少野生動植物種として、マルコガタノゲンゴロウ等を追加することとした。（別表第一関係）

3　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律附則第六条第一項の政令で定める職員等を定める政令（政令第二五号）（防衛省）

1　平成二三年四月一日において四三歳に満たない職員のうち、同日に受けることとなる号俸を一号俸上位の号俸とされる職員を定めることとした。（第一条関係）

2　平成二三年四月一日において四三歳に満たない医師又は歯科医師である自衛官であって最高号俸を超える俸給月額を受けるものについて、当該俸給月額に加える額を定めることとした。（第二条関係）

3　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。